

新たに農業を始めたい(2)

新規就農者育成総合対策の2(就農準備資金・経営開始資金)(国)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

次世代を担う農業者を目指して新たに農業を始める方を支援するために資金を交付します。就農前の研修段階のための就農準備資金と経営直後の経営確立のための経営開始資金の2つの支援タイプがあります。

対象者は？

- (1) 就農準備資金…就農予定時の年齢が49歳以下の方が対象です。
- (2) 経営開始資金…認定新規就農者で就農時の年齢が原則49歳以下の方が対象です。

どのような事業内容？

- (1) 就農準備資金…次世代を担う農業者となることを目指し、県立農業大学校等の農業経営者育成教育機関等で、就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、就農予定時の年齢が49歳以下の方に対し年間最大150万円(月額12.5万円)を最長2年間交付。
- (2) 経営開始資金…経営開始時に49歳以下で、目標地図に位置付けられた認定新規就農者に対し、市を通じて年間最大150万円(月額12.5万円)を最長3年間交付。

どのような手続をするの？

- (1) 就農準備資金…本事業の活用を検討する際は、担当課にお問い合わせください。
- (2) 経営開始資金
 - ① 担当課に相談
 - ② 計画書の提出
 - ③ 交付の申請
 - ④ 資金の交付

新規就農者育成総合対策(就農準備資金)

資金交付要件

- 1 就農予定時の年齢が、49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農(※)を目指すこと。
※親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は法人の共同経営者になること。
・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること。
- 3 都道府県が認めた研修機関等で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること。
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 5 生活保護、求職者支援制度等、生活費を支給する国の他の事業と重複して交付を受けていないこと。
- 6 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。

交付停止

研修を途中で休止、中止した場合

返還について

次に該当した場合、交付金を返還しなくてはなりません。

- 1 適切な研修を行っていない場合
・交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
- 2 研修終了後※1年以内に原則49歳以下で就農をしなかった場合
※準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後。
- 3 交付期間の1.5倍(または2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

新規就農者育成総合対策(経営開始資金)

資金交付要件

- 1 就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- 2 独立・自営就農であること。
 - ・経営を継承する場合、経営発展に向けた取組みを行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市長に認められること。
 - ・自ら作成した青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- 3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること。
 - ・独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- 4 経営を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市長に認められること。
- 5 目標地図に位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 6 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること。
- 7 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。また、農の雇用事業及び経営継承・発展支援事業による助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- 8 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。

交付停止

次に該当した場合、交付が停止になります。

- 1 農業経営を休止または中止した場合
- 2 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合
- 3 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な農業経営を行っていないと市が判断した場合

返還について

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、農業を続けなかった場合、交付金を返還しなくてはなりません。